

○犯人の逮捕等に協力した者に対する特別報償金支給基準の制定について

(昭和 60 年 6 月 7 日 例規第 26 号 神務発第 549 号)

最終改正 平成 18 年 9 月 29 日 例規第 45 号 神務発第 1781 号

本部長

警察部外の者が、自らの危難をかえりみず犯人の逮捕その他犯罪の捜査に協力援助し、このため災害を受けた者に対する特別報償金の支給については、犯人の逮捕等に協力した者に対する特別報償金の支給について(昭和 38 年 6 月 7 日神務発第 296 号。以下「旧通達」という。)に基づき運用してきたところであるが、この度、犯人の逮捕等に協力した者に対する特別報償金の支給について(昭和 38 年 4 月 1 日警察庁乙務発第 4 号次長通達)の特別報償金支給基準が改正されたことに伴い、旧通達を廃止し、新たに犯人の逮捕等に協力した者に対する特別報償金支給基準を制定し、昭和 60 年 5 月 1 日から適用することとしたから誤りのないようにされたい。

おつて、犯人の逮捕等に協力した者に対する特別報償金の支給について(昭和 38 年 6 月 7 日神務発第 296 号例規通達)は、廃止する。

犯人の逮捕等に協力した者に対する特別報償金支給基準

- 1 警察部外の者が、自らの危難をかえりみず犯人の逮捕その他犯罪の捜査に協力援助して災害を受け、そのため死亡し、又は著しい身体障害が残ることが明らかであり、かつ、その功労が顕著であると認められるときは、その者に対して警察本部長が特別報償金を支給するものとする。
- 2 特別報償金は、協力援助者の功労の程度又は障害の程度を考慮して次により支給するものとする。

(1) 死亡の場合

ア 協力援助者が死亡した場合においては、その遺族に対して支給するものとし、遺族の範囲、支給を受ける順位については、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号。以下「法」という。)第 32 条及び第 33 条の規定の例による。

イ 特別報償金の額は、200 万円以下とする。

(2) 身体障害の場合

協力援助者が傷害を受けた場合において、法第 29 条第 2 項の規定により、地方公務員災害補償法施行規則(昭和 42 年自治省令第 27 号)別表第 3 に掲げる第 1 級から第 8 級までの障害等級に該当する障害が残ることが明らかであると認められるときは、次に掲げる区分に応じ、当該協力援助者に対して支給するものとする。

ア 障害等級が第 1 級から第 3 級まで 200 万円以下

イ 障害等級が第 4 級から第 6 級まで 120 万円以下

ウ 障害等級が第 7 級及び第 8 級 40 万円以下

附 則(平成 18 年 9 月 29 日例規第 45 号神務発第 1781 号)